

第9回 経済・財政一体改革推進委員会 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2016年4月20日（水） 15:30～17:30
2. 場 所：中央合同庁舎第8号館 8階特別大会議室
3. 出席委員等
会長代理 伊藤元重 学習院大学国際社会科学部教授
赤井伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
伊藤由希子 東京学芸大学人文社会科学系経済学分野准教授
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
佐藤主光 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
鈴木 準 株式会社大和総研主席研究員
高橋 進 日本総合研究所理事長
羽藤英二 東京大学大学院工学系研究科教授
古井祐司 東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
牧野光朗 長野県飯田市長
松田晋哉 産業医科大学医学部教授

高鳥修一 内閣府副大臣（経済財政政策）
高木宏壽 内閣府大臣政務官（経済財政政策）

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第2次委員会報告スケルトン（案）について
 - (2) 義務的経費、国庫支出金の見直し等について
 - (3) その他
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 第2次報告スケルトン（案）
- 資料2 伊藤（由）委員提出資料
- 資料3 羽藤委員提出資料
- 資料4 大橋委員提出資料

(参考資料)

平成 28 年第 5 回経済財政諮問会議（平成 28 年 4 月 4 日）配布資料

(概要)

- 伊藤元重会長代理 只今より「経済・財政一体改革推進委員会」を開催する。本日の会議では、まず委員会としての第2次報告の取りまとめに向けて御議論いただき、後半では義務的経費国庫支出金の見直しなどについて、御議論いただく。最初に高木政務官から、御挨拶をお願いします。
- 高木政務官 各委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、感謝申し上げます。骨太の方針2015に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実施するため、当委員会を設置して活発に御議論いただいている。昨年末には、経済・財政再生アクション・プログラムを取りまとめいただいた。それ以降も本委員会、そして、社会保障など4つのWGで精力的に議論を重ねていただいていることに感謝を申し上げます。第2次報告の取りまとめに向けて、引き続き闊達な御議論をよろしくをお願いします。
- 伊藤元重会長代理 それでは、議題の「(1)第2次委員会報告スケルトン(案)について」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 お手元の資料1をご覧ください。第2次報告は次回の委員会を踏まえて取りまとめていただく予定だが、この資料はその骨格的なものを事務局としてまとめたものである。

1、経済・財政再生アクション・プログラムのPDCAサイクルの確立について。工程表に沿った取組を進めていくのだが、主要分野ごとに計画や方針を一体的に進め、相乗的な効果発現を企図しながら進めることが大事ではないかということ。あるいは、今回の改革はボトムアップの改革であり、現場への浸透が重要である。「見える化」の徹底・拡大や、先進・優良事例の横展開促進に総合的に取り組んでいく。改革の効果の有無や程度を定量的に把握して、セミマクロ・マクロデータの分析によって、改革全体の進捗、成果を点検・評価していく。あるいは関係者との意見交換、有識者等からのヒアリングやアンケート調査などを行い、複眼的・柔軟的に点検・評価していくことが大事ではないか。PDCAサイクルを回しながら、そのサイクルの質を高めていく検討について、不断に継続していくことが大事ではないかということである。

2、改革初年度のスタートダッシュについて。28年度当初から、できることからスピーディーに取組を進めていく。今般、工程表やKPIリスト、「見える化」リストについて議論を深めたということである。今後、これらに沿って取り組んでいく。

3、平成29年度以降に向けた改革の強化・深化について。1つ目は、先進・優良事例の展開の促進ということで、各府省の取組を整理し、より効果が高まる仕組みづくりを検討するとともに、当委員会としても先進・優良事例の収集、選定とその展開促進に取り組む。2つ目は、裁量性の高い各種交付金等に係る改革について。近年急増している各種交付金を中心として、パフォーマンスの向上と「見える化」を進めるこ

とが重要だということ。3つ目の柱が、義務的経費に係る改革である。これは医療保険給付費負担金や義務教育費国庫負担金など、様々なものがあるが、そういった経費の実績を精査し、エビデンスによる改革を進めていく。4つ目の柱は、改革の強化・深化に資する新しい取組の検討である。これは各分野での検討、WGでの検討、あるいは今後の経済財政諮問会議での議論を踏まえて記述していくことを想定している。

4、改革効果と2018年度への展望について。まず28年度の当初予算は経済・財政再生計画の定める目安に沿って編成されているが、今後の改革効果について、有識者向け調査や、地方公共団体向け調査も参考にしつつ記述していく。2つ目の改革の成果の活用については、どの様に活用していくかを記述する。3つ目の今後のPDCAサイクルについては、今年の夏頃、「見える化」のデータベースを公開することになっている。あるいは先進・優良事例の展開促進を強力に進めていく。諸改革の概算要求への反映の確認等が大事である。その後、年末にかけて工程やKPIの進捗管理を行っていき、年末年始にかけて経済・財政再生アクション・プログラムの改定の要否を検討していく流れを想定している。もう一つは、2017年初から次年度のPDCAサイクルのセットアップを始めて、今年度同様、緩みなくPDCAサイクルを回していく。そして、2018年度の間検証に向けてつなげていくという流れではないかと考えている。

○伊藤元重会長代理 只今の事務局からの説明について、御自由に発言いただきたい。

○赤井委員 社会資本整備においても、社会保障においてもいろいろな取組をしているが、その結果、現場にどのような影響が及ぶかということに加えて、自治体の財政にどのような影響が及ぶかということは大きく関係すると思う。例えばコンパクト化したときに自治体のコストも減るし、社会保障でもサービスが変わるとコストが減ると思うので、まさに地方財政のWGとも連携しながら、それぞれの社会資本や社会保障の変化が地方財政にどういう影響を与えて、この地方財政WGの試みの中にどの様に関連してくるのかということところが、今、縦割りになっているが、それぞれの施策が最終的に地方の財政にもどういう影響を与えるのか、地方をどう変えていくのかといった点について、難しいかもしれないが、各分野に横串を通して議論するようなパートがつくられるといいかなと思う。

○鈴木委員 スケルトン(案)においては、3の3つ目の○に、義務的経費について決算の内容を精査する旨の記述があり、4の1つ目の○には今年度の一般会計当初予算について記述されている。これに加えて補正予算にも注目する必要がある。補正予算の必要性自体やその中身については、しかるべきところで決定されるのだと思うが、その補正予算の効率性や、この改革の目標や目安との関係など、補正予算にも関心を持って見ていくということについて明確にできないか御検討いただきたい。

○高橋委員 2点申し上げる。1点目は、例えば社会資本整備分野のコンパクト・プラス・ネットワークについては、単にハードのインフラだけではなく、医療などのソフトのシステムを含めたトータルの考え方が必要だと考えている。先程の赤井委員のご指摘にも関連するが、ある1つの地域や、1つの地方自治体を考えた場合、様々なことが関わっているので、1つの自治体の中で見た改革の進め方や、その効果についての意見交換の場をWG間で集まって持つべきではないか。

2点目は、横展開について。各分野、各WGあるいは各省庁がそれぞれ横展開の実施を担当しており、様々な好事例、先進事例が出てくるが、各省庁による施策の結果として良い事例が出た場合は取り上げられるものの、各省庁が動いていない場合にも、実は同じ分野で良い事例が出ていることもあるのではないかと考えている。いろいろな事例を横展開していくことが我々の目的だと認識しているので、これについてもWG間で意見交換をするべきではないか。すなわち、自治体の中での縦で見た意見交換、それから自治体間での横に見た意見交換の場を、これからこの委員会の中で立ち上げるかどうか分からないが、そういう場をつくって議論していくということが非常に有効になるのではないかと考えている。

○事務局 鈴木委員からいただいた補正予算へ関心を払うべきとのご指摘については、ご指摘のとおりであり、どの様な観点から見ていくべきかについて、今後さらに御議論いただきたい。また、高橋委員からのご指摘のとおり、社会資本整備の分野であってもハードだけではなくてソフトも関係するので、WG間での連携というご指摘も当然だと思う。そういった連携について、個別にWG間で取り組んでいくか、あるいはこの委員会の中でそういうセッションを設けるのか、方法についてはいろいろ工夫させていただきたい。また、横展開も非常に重要だと考えている。この点については、恐らく各省庁も同じ問題意識を共有していると思うので、そういった部分を掘り起こしながら、全省庁で取り組める体制を作っていくことが必要だと思う。具体的な方法について、御相談していきたい。

○松田委員 横串の評価にどう取り組むかについて、例えば、社会保障分野から見て出来ることとしては、Health Impact Assessmentと、Environmental Impact Assessmentという方法がある。例えば、イギリスでPFIにより病院を作ったときに、それは地域においてどの様な健康影響をもたらすのかを横軸で評価している。あるいは刑務所を民営化した場合に、その地域の健康指標や環境指標にどう影響してくるかも評価されている。Health Impact Assessmentや、Environmental Impact Assessmentという手法を使って評価して頂くことがいいのではないかと考えている。例えば国土交通省が実施している地方都市リノベーション事業では、福岡ではサンメディラック飯塚という複合体ができており、1階にバスターミナルとコンビニがあり、2～4階には医師会、急患センター、訪問看護ステーションが入っており、さらに住宅が乗っている。多分これができることによって、健康影響については救急車の出動回数が減るだ

ろうと思うし、いろいろなことが期待できる。国土交通省が実施するこの様な事業の健康影響を評価することで、横軸の評価が可能になると思う。イギリスでもかなり多くのレポートが出ているので、そういったものを参考にいただき横軸の評価を実施していただけたらいいのではないかと思う。

○伊藤元重会長代理 本日は、伊藤由希子委員、羽藤委員、大橋委員から、今後、さらに議論を進めて深めていく必要がある論点について、資料を準備いただいているので順次、御説明いただく。

○伊藤由希子委員 社会保障分野では、既存の統計やナショナルデータベースを用いて「見える化」できる項目を既に可能な範囲と頻度でリスト化している。しかし、さらに「見える化」を検討できる部分や「見える化」の先を考えるべき部分があると思う。本日は、その中から資料2の1ページ目に挙げた5つの項目について、簡単に説明を添えたい。

2ページ、医療機関の経営の「見える化」について。医療機関の経営については、施設単位で抽出した調査は既に行われているが、法人単位での決算書等の届け出については、平成19年の第5次医療法改正で初めて義務化されている。これらは現在、各都道府県が判断する方法で閲覧をすることが可能となっている。ただし、閲覧の定義というのが実はまちまちであって、例えば兵庫県ではデータをCD-Rで郵送してくれるが、東京都では窓口閲覧のみで、コピーも写真も撮ることができない。そのため、データを十分にそろえて分析することが難しい状況にある。また、データの内容面でも改善が必要である。平成26年に四病協（日本病院会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会、全日本病院協会）がまとめ、医政局が通知した報告書があるが、この報告書においては、何を決算書に表示するかの基準はあるが、具体的な会計基準がないことが指摘されている。実際に、私自身が閲覧した例でも、貸借対照表の右と左の合計が合わない、いわゆるアンバランスなバランスシートすら一定数あった。また、適切な処理や監査がなされているのかわからないものも幾つかあった。それを踏まえ、昨年秋の第6次医療法改正において、「医療法人会計基準が必要」という考えが示されている。一定の基準に該当する医療法人については、情報の公開を実施することとしている。この線引きがどこになるかにもよるが、情報公開を通じた医療機関の法人としての財政状況ないし運営状況の「見える化」を進めることが重要だと考える。

3ページ、調剤技術料の「見える化」について。薬剤調剤費は全体で7.2兆円、そのうち薬剤費を除いた薬局の手数料部分、いわゆる調剤技術料は全体の4分の1の1.8兆円を占めている。薬局が算定する、いわゆる院外の調剤技術料は、院内処方の場合と大きな構造の違いがある。この表には、同じような業務だが、価格の算定が違う具体例を示した。以前、この場でも指摘した情報だが、例えば2016年6月審査のレセプトにおいては、処方箋1枚当たりの院外処方の技術料は約3,000円なのに対し、院

内処方技術料は770円である。つまり、1枚につき約2,200円もの技術料の差が生じている。これには両者の設備、在庫、人員の差は除いたとしても恐らく説明できない価格差が存在すると考えられる。一方、医薬分業率は平成26年において68.7%、7割近くになっている。それによって一定の処方適正化の効果があったということは否定しないものの、医薬分業が進めば進むほど、この調剤技術料差額に起因する医療費の高額化がもたらされることになり、診療報酬上の検討がさらに必要な項目であると思う。

4ページ、「医療」と「調剤」、つまり医薬の連携に関する「見える化」について。昨年の秋に、患者のための薬局ビジョンが示され、かかりつけ機能、いわゆる投薬内容の一元的・継続的管理が求められている。医薬の連携はそのためには不可欠な要素と考えられるが、表に示したとおり、2013年の病院に対するアンケートによると、医薬の連携が見られるのは全体の5%程度にとどまっている。また、現状のレセプトの形態においては、診療のレセプトとそれによって処方した薬剤のレセプトを結びつける共通番号がない。したがって、どういう病気が理由でその薬が処方されているのかを薬剤師は正確に把握できないし、データベース上もつながらない。例えば同じ病院で複数の診療科を受診したり、月末に診療を受け次の月に調剤をもらったというような形で請求月がずれたりすると、それだけで途端に情報の接続ができなくなり、NDBで全数データを集めているにもかかわらず情報の断絶が一定数生じて非常にもったいないことだと思っている。また、薬局のかかりつけ機能を強化するプランを本委員会で掲げているという意味では、傷病名やその程度を薬剤師が患者から聞き取る以外にも、処方箋から正確に把握できる方がより確実な一元的・継続的管理につながると思われるので、やはり将来的な検討が必要かと思う。

5ページ、これも調剤に関することだが、「流通」と「価格」の見える化について。ここでは、抗がん剤と降圧剤を例に、いつ発売された薬がどのような規模で流通しているかを示している。いずれも近年に発売された先発薬の金額的ウエートが大きくなっていることを示しているが、これは公的データベースではなく、IMSという民間企業が、国内の主だった卸売の業者から収集した情報をもとに作成している。医薬品の実勢価格については、現在、薬価算定の基礎資料とするために厚生労働省で医薬品価格調査が行われているが、この結果は非公表になっている。薬価の流通の実態は、高額な民間のデータベースにアクセスしなければ第三者は事実上把握できない。詳しい情報が把握できないという現状は、やはり薬価におけるPDCAサイクルを考える上でも今後検討が必要な課題かと考えられる。

6、7ページ、生活保護医療扶助の「見える化」について。2013年度において生活保護の受給者は216万人である。また医療扶助は1.7兆円と大きな規模になっている。世帯属性を円グラフで示しているが、高齢者世帯が半数、傷病者世帯が15%程度である。この方たちの医療扶助については、各年6月のレセ電の全データが集計され、

医療扶助実態調査が行われている。7ページの2つの円グラフにおいては、2015年6月診療分における受給者の入院期間、外来の治療期間の内訳を示している。入院件数については、ある1カ月をとったときに13.9万件もある。ちなみに、同一時点のナショナルデータベースを集計した日本国内の医療保険での入院件数全体は219万件なので、ざっと計算すると入院患者の平均6%が生活保護の受給者に相当することになり、入院患者に占めるウエートは非常に高くなっている。注目すべきはその入院の治療期間であり、例えば18%が5年以上の入院、そして全体の3分の1が1年以上の入院となっている。外来件数で見ても、62%が1年以上の長期の治療を受けている。このような長期の治療について、直ちに断定的な判断はもちろんできない。しかし費用を度外視して長期の治療を安易に継続し得る状態が放置されると、その受給者本人の健康や社会復帰の可能性をかえって狭めることにつながり、人権上も問題がある。いわゆる必要な医療扶助の範囲について、今後検討が必要と考える。

○羽藤委員 資料3に沿ってご説明する。社会資本整備にかかわる論点を少し記述したものである。まず1点目、「人口減少時代の都市計画法体系の確立」について。現在の都市計画法あるいは旧都市計画法は、人口増加時代の法律である。農村地域を市街化することで生産性を向上させていくという文脈のもとで市街化区域というものを設定し、都市化を進めていく法律だった。しかし、今、我々の国土が直面している状況は、人口減少時代なので、市街化する区域を決めるというよりは、市街化しない区域を決める。要するに、非市街化区域を決めるといったような法体系に恐らく抜本的に変えざるを得ないのではないかという論点である。もちろん、こうした法律を使わなくても、特区や様々な個別法での対応が可能であるが、やはり根本である都市計画法への対応を欠くと、今回議論しているコンパクト・プラス・ネットワークといった社会資本整備の長期的かつ基本的な施策推進にブレーキがかかってしまう恐れもあるため、この法律を改正するという必要不可欠だという論点である。ただし、もちろん法体系の提言となると時間がかかるので、いち早く着手していただき、じっくりと議論した上でちゃんとした法律を作っていただきたいというのが1点目の提言である。これに加えて、今回のWGの議論の中でも「見える化」ということの議論を積み重ねてきた。これを組み合わせることで次世代型の新たな都市計画施策体系ができるのではないかと考えており、ぜひ御検討いただきたいということが1点目である。

2点目は「持続可能な次世代インフラ財源スキームの開発」について。これは端的に言ってしまうとガソリン税の話である。オリンピック・パラリンピックに向けて水素カーや自動運転車、代替エネルギー車は相当数出てきている。このことは、長期的に見ると、ガソリン税による社会基盤整備という枠組みがどうしても変わらざるを得ないことを意味している。そのとばりに我々はいると考えて間違いのないと思う。また、同時に「インフラの維持管理コストが大きくりにこれぐらいかかりますよ」と言うことはできようが、ボトムアップにちゃんと見積もりをかけていかないと、かなりの財政負担になると

考えられる。どの様にして社会資本整備の財源を長期的にきちんと確保していくのかは非常に難しい問題となるだろう。そう考えたとき、海外ではGPSを使って一般道と高速道の通行に課金する形態に切りかえつつある。ドイツやフランスではそういった課金による料金収入をインフラの維持管理、あるいは新しい道路の整備に使っていることを考えると、今の税体系は硬直化しているのではないか。インフラの維持管理だけでなく、インフラの新たな整備を発展的に描くためには、“内部化”という表現を使っているが、料金体系をうまくインフラ整備に使っていく新しい制度設計が必要と考えている。これも開発にいち早く着手していただきたいということである。

3点目は、社会資本整備等WGの議論に比較的近い論点についてである。WGの中では、PPP/PFIを改革の一つ柱にしたいということで議論を積み重ねてきた。例えば、豊島区役所を建てかえる際にこの事業形式を使って複合型の施設とすることで、公的な資金を使わなかった。しかしよくよく見ると、もう少し違った事例もある。例えば、バスタ新宿という施設では、今まで事業者ごとにばらばらだった新宿駅周辺のバス停を、道路側の事業として公設により1箇所にとまとめている。これによって、そこに行けば全国どこにでも高速バスで行ける。そういうターミナルを公設民営、いわゆるPPP/PFI事業で実施している事例がある。こうした施設が全国各地の駅、あるいは高速のインターチェンジ等にあると、新たな高速の移動サービスとして、我が国の中に新しい交通サービスを出現させることができると考える。こうした事業は、今まさに端緒が見え始めているが、まだ施策としては国の中で認識されていない事業ではないか。ばらばらに整備されてきた鉄道、新幹線あるいは高速道路を結びつける事業を、ぜひ公設民営といったPPP/PFIの事業形式で実施することで効率的な新しいサービスを創り出していきたい。こうした事業はストック効果も高い。積極的な施策として推進していただけないかということで提言させていただいた。

○大橋委員 資料4に沿ってご説明する。教育、産業・雇用分野において今後検討を深めることが望まれる論点について3つ挙げている。1つ目は、義務教育について。今後、教育政策の実証的な効果分析という画期的な取組が行われるわけだが、その取組は、今後、行財政におけるPDCAサイクルを回していくための必要要件に過ぎない。その観点から言うと、今後、教育政策の評価結果を踏まえながら、どの様にうまい形でPDCAを回していくのかについて早晩議論しなければいけないだろうということが1点目である。

2点目は、このWGにおいては、義務教育の国庫負担金や、国立大学の運営費交付金という財政の観点から義務教育と大学教育について議論しているが、高校教育の話が完全に抜け落ちている。人口減少下における人的投資を考えると、高校教育についての議論を飛ばし、財政の観点からのみ議論することが本当に効果的なのかということがある。高校に対しても支援金等が給付されているという側面もあるが、義務教育を超えて高等教育まで連続的なスコープのもとで教育について論じることが

本来の姿だろう。この論点が将来的な議論のスコープに入り得るのかどうかという点を指摘したい。

3点目は、国庫支出金のパフォーマンス指標について。これらは個別性が強いため、一律に尺度を設けることが難しい分野である可能性がある。ただし、考え方として、交付先に対して査定をするような考え方が正しいやり方なのかという点について、若干疑問に思っている。どちらかという、交付先の工夫を促し、そうした工夫の結果を広げていくような努力を交付元である国に促していく形が非常に重要なのではないかと考えている。

○伊藤元重会長代理 それでは、残りの時間は自由討議にしたい。

○赤井委員 様々な議論があると思うが、各委員のご説明を踏まえ、今後どの様に議論していくのか、インフラと教育の財政を研究している立場から2点申し上げる。

羽藤委員からのご提言の2点目、インフラ財源のスキームは本当に重要である。例えば、航空機燃料税が引き下げられて、それが今年さらに延長されるかどうかは議論になっているし、道路は多くの公費が入っているが、空港はいわゆる国民の税金というより使用者の負担で賄われている。利用者が負担するのか、国民が負担するのかとかといった論点も含めて、負担のあり方はすごく重要になっていくのではないかとと思う。

もう一つは、大橋先生からご提言のあった高校教育について。どうしても義務教育と高等教育が国の役割の様になっているが、高校教育ももちろん重要である。高校教育の財源に国費が入っていない訳ではなく、地方交付税を通じてたくさんの国費が入っている。これは、高校教育が地方に分権化されているということではあるものの、今後、教育のあり方、財政のあり方といった教育全体を考えていく上では、高等教育、高校教育、義務教育の間に、どの様に財源を割り振っていくべきなのか。頑張っってそういった研究を実施しようとしているが、研究者の中にも、大学を研究している人と義務教育を研究している人に分かれてしまっており、文科省に行っても部屋が完全に分かれているので、どの様に財源を割り振るのかといった教育の段階を超えた議論については、まさにこの委員会の様な場で議論していくことが大事ではないか。

○牧野委員 地方の現場の立場からすると、県立や私立である高校教育は市町村の教育委員会としては非常にハードルが高く、市町村が最も入りにくい現場である。しかし、人口減少、少子化高齢化という非常に大きな地域の課題を考えたときに、高校を卒業するまでが勝負というところがある。高校を卒業するまでに地域のことをどれだけ学んでもらい、地域についての思いを持ってもらえるかが、人口の社会増減に非常に関わってくる部分である。したがって、高校までの教育において地域との関わりをどれだけきちんとインプットできるかが本当に重要になってくる。しかし、その部分がエアポケットになっているというのが今の状況であると思っている。もちろん直接的な財

源についての話もあるかもしれないが、人材育成や定住自立圏における人材サイクルの構築の観点からも、ここの部分の議論を下げてしまうことは非常に課題であると思っている。

○佐藤委員 義務的経費の国庫支出金の見直しについて、確かにパフォーマンスを測るのは難しいが、その前提条件になっているロジックがはっきりしない。つまり、この交付金を配ることが最終的にどういう形で、どういう結果につながっているのか。例えば地域の元気臨時交付金を交付したときに、地域がどういう形で元気になったのかということ。ただし、問題は、地方自治体は交付金だけによって財政運営している訳ではなく、多くの場合は一般財源からの持ち出しもあること。実際、複数の事業が組み合わせられて、その地域の活性化など何らかの成果につながっているとすれば、その交付金が果たした役割は一体何なのかということについて、慎重に考えなければいけない。つまり、その交付金がなかったとしても成果は出ていたかもしれないし、その交付金があったからこそうまくいったのかもしれない。恐らく、それは地域性によるのではないかと思う。したがって、出荷額や雇用、あるいは人口の増加といった何らかの形で最終的な成果が示されるかもしれないが、それは交付金だけによって実現した成果ではないはずなので、その辺の切り取りをどうするかということ。ロジックをきちんと作らないとミスリーディングかなという気がした。

また、先ほども議論があった学校教育関係の補助金に関しては、義務教育費国庫負担金は教員定員数に基づいて配られるが、考え方によっては、学校の子供の数に基づいてもいいのではないか。

羽藤委員からご提言のあったインフラ等のスキームの問題について、これにはいろいろな考え方がある。例えばインクリメンタル・タックス・ファイナンス、つまり、きちんと町を整備すれば地価が上がり、地価が上がれば固定資産税収が上がるので、それを担保にインフラを整備することはあり得ると思う。したがって、多様なやり方があると思う。ただし、現状の固定資産税は地価をきちんと反映するようになっていないという問題があるので、制度を見直せばインフラの財源を抽出する方法になり得るのではないかと思う。

○高橋委員 先進・優良事例について。各省庁から上がってくる事例には、各省庁が政策的に何か推進しようとして補助金を出してモデル事業化したものが多いのではないか。すなわち、本当に良い事例が上がってくるだろうかと少し心配している。例えば、各省庁にまたがるような優良事例は抜け落ちるのではないのか。あるいは、各省庁がモデル事業にしていないが、実は自治体が頑張っただけで優良事例となった場合もあるので、各省庁から出してもらうだけでなく、何か基準を作って、自治体から手を挙げてもらうといった事例の集め方もあるのではないか。立体的に先進・優良事例を集める工夫をした方がいいのではないかということをお願いしたい。

○鈴木委員 高校教育については、就学支援金を切り口にして議論の対象とすること

に賛成である。現在は、公立高校の無償制と私立高校の支援金が一本化されたが、支援金は単に高校生の数でお金が配られていればよいということではない。形式的には、まず申請があり、届け出の手続もある。金額は住民税額によって額が異なったり、私立高校だと加算額があったりする。虚偽申請があればきちんと対応しなければいけない。そういった事務コストがどうなっているのかという論点がある。加えて実質的には、就学支援金は養育者の経済的負担を軽減すること、あるいは、教育の機会均等が目的である。各自治体は生活支援や経済振興、少子化対策や人材育成などいろいろなことに取り組んでいるが、その中で、高校就学支援金をどの様に位置づけているのかという、実質的な意味でのパフォーマンスを見ていくことが非常に意味のあることだと思う。

○牧野委員 先程、高橋委員からも言及のあった事例集について。事例があると言われると、その後、自治体側がどんな行動をとるかというのは大体見えていて、そこに視察に行きましょうという話になる。それで視察に行くものの、これはうちではできないなどと言って大体帰ってくる。これが今までのお決まりのパターンだということところが結構多かったのではないかと思う。それではだめなのであって、これならできるという形にしていくためにどうするか。横展開のためには、そこでもう一工夫要ると思う。単に事例集があって、ここを見に行けばできますよと言っても、今までなかなかできてこなかった。したがって、そこをこうすればできるようになるなというところまで、自治体の意欲を引き出し、自分たちで創意工夫できるようなインセンティブをどの様に与えるのが非常に重要だと思う。

○松田委員 横串の評価の話について。例えば、国土交通省が実施しているリノベーション計画などで何かつくられる時に、できれば初期の段階で評価研究を合わせて実施していただけないか。プロジェクト型の評価研究の様なものを実施していただければ、横展開する際のいろいろなものに使えると思う。ぜひプロジェクトを実施する際には、全部でなくて良いが、そのうちの幾つかについて公的な財源により評価研究を実施していただけると良いのではないかと思う。

また教育分野の話も、非常に重要だと思っている。接続が悪いという話があるが、参考になるのはオランダとかドイツの取組ではないかと思う。オランダ、ドイツは、大学や産業界から見て、高等教育では何が必要なのかについてのモジュール化に取り組んでおり、レベル1～4のところで、どの様なスキルをどの様に身に付けていくのかをかなり体系化して調べている。それにより、いわゆる高等教育の見直しを実施しているわけだが、そういったソフト面での仕組みの検討も必要ではないか。

○大橋委員 公的統計をオープンにしていくという、オープンデータの取組に関わる点を述べたい。利活用については、基本的には、IT戦略本部の政府CIOを中心に取り組んでいると思うが、そこでの取組は基本的にボトムアップである。オープンデータ伝道師なる人を8名任命し、各自それぞれ自治体を回ってもらいつつ、課題を一緒に考

えて、なるべくオープンデータやITを使うことに取り組もうとしている。この状況を見ると、なかなかしんどい部分もあり、横展開をどうしていくかという課題が一方である。他方でここでの委員会の議論は、比較的トップダウンの話が多く、政策的な課題も横展開を視野に入れた取組を行っている。多分だが、この別々に行われている2つの取組をどの様にしてつなげるのかという点が、本日論点になった話の一つではないかと思う。結局、それぞれ取組は一生懸命やっているものの、異なる組織をまたいでいろいろ考えていかないと、うまく有機的に成果が繋がってこないのかなということも感じている。ここではオープンデータの例で申し上げたが、いろいろな点にそういった側面があるのではないかと思う。

○高橋委員 政府CIO、あるいはその代理人が少ない人数であっても自治体を回っていることで、横展開を期待したい。首長とIT担当者の中に政府CIOなどが入って話をすることによって、自治体の中でトップダウンの改革が進むことにつながっていく。ボトムアップで取り組んでいるとなかなか進んでいかないので、一挙に進めるためにそういった方法が効果的である。

○羽藤委員 今回の改革では、どの分野でも「見える化」に相当力を入れているので、かなりの部分がトップダウンでデータプラットフォームが構築できると期待している。その結果としてどういったことが起こるかということ、以前、東京の都市計画を考えるとオープンデータのコンテストを開催した際に、インド人が勝ってしまった。東大の学生などもみんな負けてしまい、すごいショックを受けたのだが、そういうことも起こり得るということ。しかしそれは別に悪いことではない。都市計画調査データは今オンラインでつながっていないが、オープンデータ化によって、今、何が起こっていて、どういう状況なのかがオープンになれば、いろいろな人がその改善に関与できるようになる。

人工知能や計算機の技術革新が起こっているなか、我々が今行っている改革は、オープンデータというプラットフォームをつくり、そのことによって社会的な問題に関与する余地を世界に広げていくことにも貢献し得る改革になっていると思う。したがって、恐らく我々が思っているよりも、「見える化」という改革は、社会インフラをつくっているということの意味が大きいのではないか。そういったことに期待している。ただし、誰に対してどの様に見えるようになるのかということは、同時にリスクも抱えることにもなるだろう。特に厚生労働に関する分野や、都市データみたいなものについて、誰がどのように見られるようにするのかについても、同時にしっかり考えていかなければいけない問題ではないかと思う。

○松田委員 オープンデータを使っていただくことは非常に大事だと思う。例えば医療分野では、アメリカが最もオープンデータ化が進んでいて、世界中の研究者がアメリカのデータを使って、アメリカの医療政策を評価して提案しており、その提案は政府にとっては無料である。そういった意味では、オープンデータを使っていただく仕組みをつくっていくことは非常に重要だと思う。

○事務局 高橋委員、牧野委員からご指摘いただいた横展開については、我々事務局も積極的に取り組んでいかなければいけないと認識している。

○伊藤元重会長代理 それでは、高鳥副大臣から一言いただきたい。

○高鳥副大臣 今月より「経済・財政再生計画」の初年度がスタートしたが、委員の皆様におかれては、年明け以降、改革を前進させるため、取組の細部にわたって活発な御議論をいただいた。こうした細部にわたっての御議論をいただくことにより、個々の分野ごとの工夫の改革を積み上げ、公共サービスの質を落とすことなく、むしろ国民のQOLを上げながら、経済・財政の一体的な改革を進めていくための実効性が高まってまいるので、大変な御議論だったと思うが、御尽力に感謝申し上げたい。今回の改革においても一つ重要なことは、骨太方針2015において、各年度の歳出は一律ではなく柔軟に対応するとされていることである。まさに現在、熊本地震で被災をされている方々への支援、被災地のインフラ等の復旧・復興への対応については、柔軟かつ機動的に対応する必要があり、国民の安全な暮らしを守る上で国土強靱化など、経済・財政の合理性だけで切り捨てることのできない分野もあるので、めり張りをつけて御議論いただきたい。これからまとめていただく第2次報告も踏まえながら、今後、政府では骨太方針を取りまとめることを予定している。引き続き精力的に御議論いただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○伊藤元重会長代理 それでは、本日はこれで閉会とする。